



会計検査院が平成23年度決算検査報告を内閣に提出  
～厚労省分の不当支出事項約30億円に～

◆去る11月2日、会計検査院は会計検査院法第29条に基づく「平成23年度決算検査報告」を作成し、内閣に提出しました。この検査報告には、平成23年度の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算などについての会計検査の成果が収録されていますが、不当事項とされた事項357件、意見を表示し又は処置を要求した事項81件など、計491件の事項、5,296億円あまりが指摘金額とされました。この中には厚労省分として16億6,816万円の収入に関するものと、29億8,406万円の支出に関する不当事項が含まれており、またこの他にも「問題があるとして取り上げた事態の背景金額」として26件が挙げられ、この背景金額の中に“社会福祉法人立保育所の積立預金に関する指摘”が含まれています。また、保育所や幼稚園の災害共済給付を行う(独)日本スポーツ振興センターにおいては、随意契約の手続きに関する指摘も行われています。

	不当事項	意見を表示し、 処置を要求した事項	改善の処置を 講じた事項	合計	備考
全体	357件 191億5,135万円	81件 4,791億7,956万円	53件 315億753万円	491件 5,296億742万円	うち449件が支出に関するもの
厚労省分	153件 46億5,222万円	13件 81億207万円	3件 2億5,866万円	166件 126億3,836万円	うち159件が支出に関するもの

※厚労省分は、背景事項として2件、780億4,113万円が挙げられている。

◆介護給付費に係る国の負担が不当◆

平成16年度から23年度までの間の、100事業者に対して290市区町村が行った介護給付費の支払いについて、総計66,669件への国の負担分約1億1,958万円が不当とされました。この項目は昨年度の検査における1億3,847万円から約14%減となりました。事業種別ごとの内訳は下記の通りです。

サービス種別	事業者数	件数	不当支出額
介護療養施設	29	20,359	約3,875万円
介護福祉施設	19	5,868	約1,324万円
介護保険施設	8	2,714	約2,843万円
通所介護	27	16,066	約3,373万円
居宅介護支援	4	9,441	約1,051万円
その他介護サービス	15	12,221	約1,499万円

なお「その他の介護サービス」のうち、不当とされた額(国の負担が過大とされた額)の大きい都道府県等は順に、北海道約1,339万円、佐賀県約1,290万円、岐阜県約1,046万円とされ、以下福岡県、栃木県、愛知県、千葉県、高知県、岡山県、広島県、福島県が500万円を超える額という結果が示されています。

◆社会福祉法人により設置された民間保育所が

保有する積立預金等について◆(背景事項)

保育所運営費は299号通知に定められた4種の積立預金を保有できることとされており、当期末支払資金残高は当該年度における運営費収入の30%に抑制することが求められています。今回は21都道府県に所在する6,563か所の保育所についての調査結果が述べられました。

(1) 積立預金の状況

平成22年度末の民間保育所の積立預金は、5,850か所(全体の約89.1%)において保有され、総額約2,438億円(国庫負担金相当額約765億円)だった。しかし多額の積立預金を保有する各民間保育所の人件費積立預金及び施設整備積立預金等の額と、各々の民間保育所の単年度人件費支出額及び安心こども基金を利用して現在の定員で施設を建て替える場合に必要な自己資金額とを比較すると、積立預金の額が著しく多額である民間保育所があった。必要額を大きく超えている恐れのある積立預金が使用計画を作成されず、使途について具体的に説明できないまま保有され、活用が図られない恐れがある。

(2) 当期末支払資金残高の状況

平成22年度の民間保育所の当期末支払資金残高は、724か所(全体の11.0%)が運営費収入の30%を超えており、都道府県による21年度分以前の指導監査において指導が行われていたにもかかわらず、数年間は是正されない民間保育所も見られた。この724か所の当期末支払資金残高の額は合計約305億円(国庫負担金相当額約92億円)で、当期末支払資金残高のうち運営費収入の30%を超えている額の合計は約105億円(同約32億円)であった。当期末支払資金残高の額が、民間保育所が過大な保有を防止する観点から定められた上限を超えている事態は、適切とは認められない。

これらのことから会計検査院から厚労省に対し、下記の改善要求が行われました。

- ア. 会計状況が明確になるような仕組みを設けることについて新制度の施行までに検討すること
  - イ. 当期末支払資金残高のうち、運営費収入の30%を超えている過大な保有分について、具体的な指導方法等を明確に定めた通知等を発すること
- 今後の通知発出が注目されます。